

月報 平成25年 10月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

8月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は前年同月比で、一般が0.8%減、パートは2.7減で、全体では1.2%の減少となった。
- ・月間有効求職者数は920人で、前年同月比で1.8%の減少となった。

☆ 求人動き

- ・新規求人数は、前年同月比で、一般求人が12.5%増、パート求人は9.5%増となり、全体として11.7%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して医療・福祉業などが大幅に減少したが、建設業、製造業などで大幅に増加となった。
- ・月間有効求人数は686人で、前年同月比で20.8%の増加となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.14ポイント高い0.75倍となった。
- なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.67倍、パートの有効求人倍率は0.96倍となっている。



厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

一般職業紹介状況 平成25年8月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	159	▲ 18.0	▲ 1.2	
	うち男	87	▲ 13.9	17.6	
	うち女	72	▲ 22.6	▲ 17.2	
	年齢別	～44歳	102	▲ 16.4	5.2
		45～54歳	22	▲ 31.3	▲ 33.3
		55歳～	35	▲ 12.5	12.9
	月間有効求職者数	920	▲ 4.2	▲ 1.8	
	うち男	466	▲ 2.3	1.7	
	うち女	454	▲ 6.0	▲ 5.2	
	年齢別	～44歳	479	▲ 3.2	▲ 6.1
45～54歳		180	▲ 15.1	8.4	
55歳～		261	3.2	0.0	
求 人 関 係	新規求人数	258	6.6	11.7	
	主要産業別	建設業	32	▲ 22.0	33.3
		製造業	52	▲ 3.7	48.6
		卸売・小売業	28	47.4	▲ 9.7
		飲食店・宿泊業	38	0.0	8.6
		医療・福祉	33	▲ 13.2	▲ 45.0
月間有効求人数	686	0.3	20.8		
就 職 関 係	紹介件数	319	▲ 15.6	0.0	
	うち男	165	▲ 25.7	▲ 5.7	
	うち女	154	▲ 1.3	6.9	
	就職件数	77	▲ 45.0	▲ 17.2	
	うち男	47	▲ 26.6	2.2	
	うち女	30	▲ 60.5	▲ 36.2	

(パートを含む)

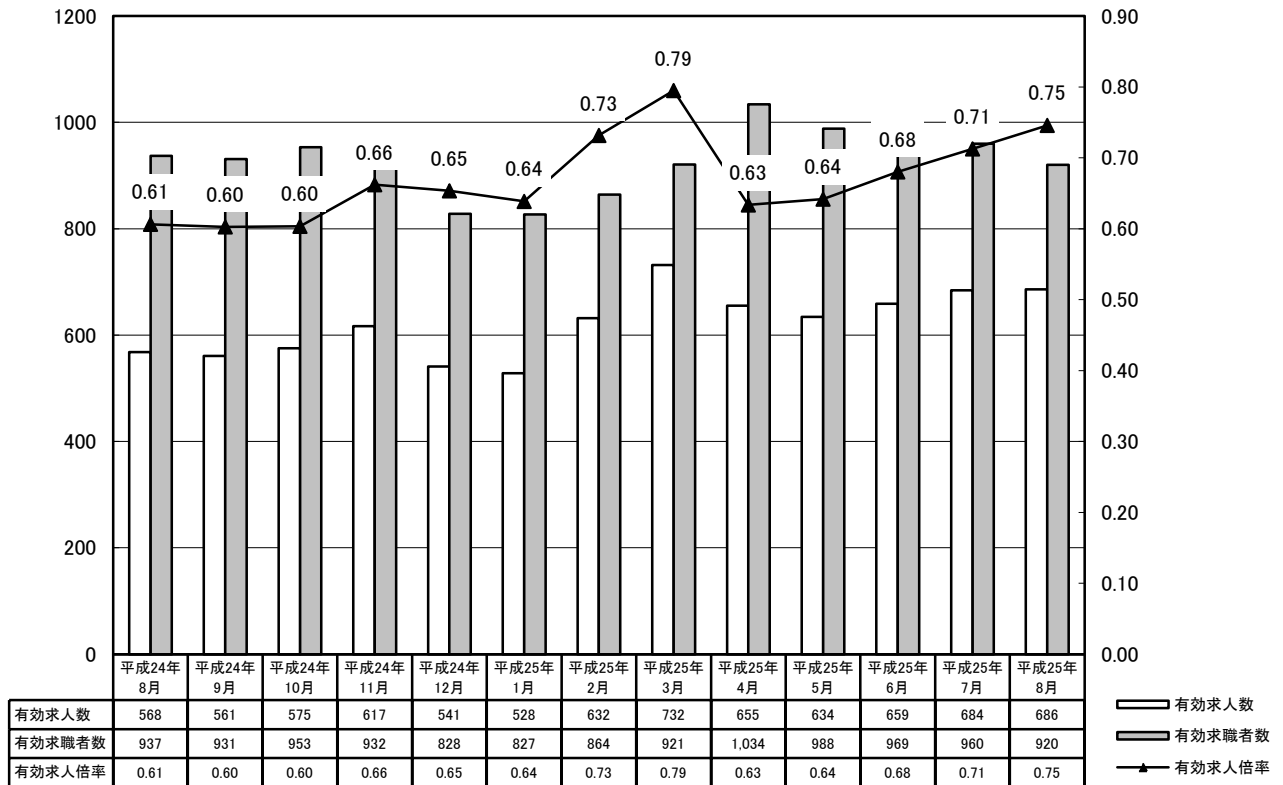
雇用保険取扱状況 平成25年8月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月末現在事業所数	797	796	770	
	資格取得者数	129	103	95	
	資格喪失者数	96	101	98	
	月末現在被保険者数	10,441	10,406	10,277	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	49	50	46
		受給者実人員	249	279	229
		支給金額(千円)	28,380	37,258	29,576
	高齢	受給者数	4	3	4
		支給金額(千円)	666	659	804
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手当	支給人員	20	21	15
		支給金額(千円)	7,901	6,996	3,979

労働市場の動き（平成25年8月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主のみなさま、労働保険の加入手続きはお済みですか？

～ 11月は労働保険適用促進強化月間です ～

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険は、労働者が安心して働ける職場作りと、安定した事業経営に欠かせない国が直接管掌する保険制度です。

労働保険のうち労災保険は、労働者の方が業務上又は通勤途上の災害により被災した場合に、療養等に対する給付や社会復帰のための援助を行う制度です。

雇用保険は、労働者の方が失業した場合に再就職のための給付を行うほか、失業の予防及び高齢者や障害を持つ方など就職が困難な型の雇用の促進を図るための援助を行う制度です。

アルバイトやパートタイム労働者を雇用する場合にも労働保険に加入していただく必要があります。

詳しくは、ハローワーク白石（TEL 0224-25-3107）・大河原労働基準監督署（0224-53-2154）又は宮城労働局労働保険徴収課（022-299-8842）へお問い合わせください。

宮城県最低賃金 《改定のお知らせ》

宮城県最低賃金（現行時間額685円）は、平成25年10月31日から
次の金額に改定されます。

時間額 **696** 円

※次の業種には、宮城県産業別最低賃金が定められています。

「鉄鋼業」

「電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業」

「自動車小売業」

詳細については、宮城労働局 労働基準部 賃金室（022-299-8841）又は、
大河原労働基準監督署（0224-53-2154）へお問い合わせ下さい。